

マイナンバー制度 Q&A 集

Q. 番号はいつ、どのように通知されますか？

- A. 今年の10月中旬から11月にかけて、住民票を有する国民の皆様一人一人に、12桁のマイナンバーが通知されます。中長期在留者や特別永住者などの外国人も対象です。事前に居所を登録された方を除き、市町村から住民票の住所あてに、マイナンバーが記載された「通知カード」が簡易書留により世帯単位で郵送されます。
- マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして、不正に使われるおそれがある場合を除いて、一生変更されませんので、大切にしてください。

Q. マイナンバーはどのような場面で使用することとなりますか？

- A. 来年（平成28年）1月以降、順次、社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。例えば、
- ① 年金を受給しようとするときに年金事務所にマイナンバーを提示
 - ② 健康保険を受給しようとするときに健康保険組合にマイナンバーを提示
 - ③ 毎年6月に児童手当の現況届を出すときに市町村にマイナンバーを提示
 - ④ 所得税及び復興特別所得税の確定申告をするときに税務署にマイナンバーを提示
 - ⑤ 税や社会保障の手続きで、勤務先や金融機関にマイナンバーを提示
- といった場面で利用することになります。
- マイナンバーは社会保障、税、災害対策の中でも、法律や自治体の条例で定められた行政手続でしか使用することはできません。
- 情報提供ネットワークシステムを通じた各機関の間の情報連携は、国は平成29年1月以降、地方公共団体は平成29年7月以降、順次始まります。情報連携により、申請時の課税証明書等の添付省略など、国民の負担軽減・利便性向上が実現します。

Q. マイナンバーを他人に提供してもよいのですか？

- A. マイナンバーは、法律で定められた目的以外にむやみに他人にマイナンバーを提供することはできません。他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人がマイナンバーを含む特定個人情報を他人に不当に提供したりすると処罰の対象になります。

Q. 個人情報が一元管理され、外部に漏れるおそれはありませんか？

- A. 個人情報が外部に漏れるのではないかと、他人のマイナンバーでなりすましが起こるのではないかと、といった懸念の声もあります。マイナンバーを安心・安全にご利用いただくため、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置を講じています。
- 制度面の保護措置としては、法律に規定があるものを除き、マイナンバーを含む個人情報の収集や保管は禁止しています。また、特定個人情報保護委員会という第三者機関がマイナンバーが適切に管理されているか監視・監督します。さらに法律に違反した場合の罰則も、従来より重くなっています。
- システム面の保護措置としては、個人情報を一元管理せず、従来通り、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。また、行政機関の間で情報のやりとりをするときも、マイナンバーを直接使わず、システムにアクセスできる人を制限し、通信する場合は暗号化を行います。
- また、情報提供ネットワークシステムを使って自分の個人情報をいつ、誰が、なぜやりとりのしたのか、ご自身で確認していただける手段として、平成29年1月からマイナポータル（情報提供等記録開示システム）が稼働する予定です。

Q. 個人番号カードは何に使えるのですか？

- A. 個人番号カードは、表面に氏名、住所、生年月日、性別と本人の顔写真が表示され、裏面にマイナンバーが記載されます。個人番号カードは、市町村に申請していただくことで、平成28年1月以降、交付される予定です。
- 個人番号カードは、①本人確認のための身分証明書として利用できるとともに、②カードに搭載されるICチップや電子証明書を活用することにより、お住まいの市町村の図書館利用証や印鑑登録証など各地方公共団体が条例で定めるサービスにも使用できるほか、e-Taxをはじめ、各種電子申請を行うことができます。マイナンバーはカードの裏面に記載されますが、法律で認められた場合を除き、個人番号カードの裏面をコピーすることなどは法律違反になるので、注意してください。
- なお、ICチップには、券面に書かれている情報のほか、電子申請のための電子証明書が記録されますが、所得の情報や病気の履歴などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。そのため、個人番号カードから全ての個人情報が分かってしまうことはありません。